

「幼児2人同乗用自転車」検討委員会の取りまとめ結果について

平成21年4月9日
交通企画課

1 経緯

幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車（以下「幼児2人同乗用自転車」という。）について、その求められる要件や開発の可能性等を検討するため、昨年4月から「「幼児2人同乗用自転車」検討委員会」（座長：小川武史・青山学院大学教授）が7回にわたり開催され、このたび、要件等の最終的な取りまとめが行われたもの。

2 幼児2人同乗用自転車に求められる要件等

昨年7月、中間取りまとめとして、強度、制動性能、駐輪時の安定性、フレーム等の剛性、走行中の振動防止、発進時の安定性等6つの要件が定められるとともに、開発される自転車の利用に当たっての利用環境整備の必要性が示されたところであるが、今回、これに「転倒時の安全性への配慮」に関する記述が加えられ、併せて、要件を担保する具体的基準及び評価方法についても最終的な取りまとめが行われた。

3 経過報告書の概要

経過報告書の主な内容は以下のとおりである。

- 幼児2人同乗用自転車に限って幼児2人同乗を認めることが適当であり、委員会で取りまとめられた要件等を踏まえ、自転車の乗車制限の根拠となっている都道府県公安委員会規則の適切な整備を図ること。
- 幼児2人同乗用自転車については、要件等を受けて自転車分野の安全性確保対策として評価されている自主的マーク制度（SG、BAA等）による認証が早期に実施されることを期待し、その普及に努めること。
- より安全性・利便性を向上させ、かつ、歩行者等周囲の安全も確保できる幼児2人同乗用自転車の長さについて、21年度中に何らかの結論を得るべく検討を行うこと。
- 自転車はその特性から転倒が避けられず、絶対に安全な自転車というものは存在しないことから、利用者の交通ルール・マナーの遵守と安全な利用はもとより、転倒時の被害軽減対策が重要であり、ヘルメットの着用を基本としつつ、複数の安全対策に取り組むことが重要であること。
- 損害賠償対策の促進、安全利用のための情報提供、安全に自転車が走行できる専用道の設置等、総合的な自転車の利用環境の整備が望まれること。
- 幼児2人同乗用自転車の普及を図るためには、自治体等による助成制度やレンタル制度の導入など、関係機関の積極的な取組を期待すること。

4 今後の予定

- 軽車両の乗車人員については、都道府県公安委員会規則で定められているところ、今回の取りまとめを踏まえ、適切に規則改正が行われるよう指導する予定。
- 施行については、今夏を目途（幼児2人同乗用自転車の製品化、SG、BAAマーク表示との連携も考慮して実施）。